

MFJスポーツ傷害基金のご案内

MFJスポーツ傷害基金事務局
(財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会内)

1. MFJスポーツ傷害基金へご契約の際は下記のことにご注意ください。

MFJスポーツ傷害基金制度は、MFJ公認または承認登録された当該競技会の公式日程期間（MFJが公認した大会期間）でかつ競技監督の統轄下において行われた競技/予選/練習中に発生した事故に対して見舞金の支払われる制度になります。

補償対象者は、当該年度有効な競技会の参加資格に合致したMFJライセンスまたはエンジョイ会員証所持者であり、当該競技会に出場申込をしスポーツ傷害基金掛金を支払っていること、主催者より当該競技会の報告書が提出され参加者名簿・事故報告書に補償対象者の氏名が記載されていることが必要となります。

2. MFJスポーツ傷害基金は、下記の事由のいずれかによって生じた傷害に対しては見舞金をお支払いできません。

酒に酔って、もしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常に運転出来ない時。

故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。

参加者の脳疾患、疾病または心身喪失。

すでに事故またはその原因が発生している虚偽申告。

地震、噴火、洪水、津波等の天災によった時。

戦争、外国の武力行使その他これに類似の時。

3. 事故が発生した際のお手続き

競技会参加中の事故により負傷した場合は大会事務局に届け出て事故記録を残してください。

4. 見舞金請求のお手続き

見舞金の請求期限は受傷日から1年以内です。受傷日から1年以上経過した場合はその請求権は無効となります。

見舞金の区分と金額

- 1) 死亡見舞金：受傷日から180日以内にその事故が原因で死亡した場合は、1,500万円が支払われます。
- 2) 後遺障害見舞金：受傷日から180日以内にその事故が原因で身体の一部、またはその機能を失った場合は、最高限度額（1,500万円）を100%とし、これに対しスポーツ傷害基金の後遺症認定により別表の後遺障害見舞金支払い区分に基づき見舞金が支払われます。
- 3) 医療見舞金：当該競技会において受傷した傷害により平常の業務に支障をきたし、しかも医療機関の治療を要するときは、受傷箇所と受傷程度から別表の医療見舞金算出基準に基づき見舞金額が支払われます。
- 4) 診断書作成補助：傷害1事故につき診断書作成補助金として5,000円が支払われます。

見舞金支払いのご注意

- 1) 死亡・後遺障害見舞金を支払う場合は、医療見舞金・診断書作成補助金は支払われません。
- 2) 国内における国際格式競技会に参加する日本以外のスポーツ国籍を有する参加者に対し、本人の申し出によりMFJスポーツ傷害基金制度を適用することができます。
- 3) 見舞金の申し立ての受理・審査・支払いは、財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会を通じて行われます。
- 4) 見舞金は、健康保険・労災保険・その他給付に関係なく支払われます。
- 5) 死亡見舞金請求者は法定相続人に限ります。

見舞金請求の必要書類（様式-9及び様式-10）をMFJ事務局へご請求ください。MFJのホームページからもダウンロードできます（<http://www.mfj.or.jp>）

- 1) MFJスポーツ傷害基金見舞金請求書 兼 個人情報の取扱いに関する同意書 **様式 9**
- 2) 診断書 兼 医療照会同意書（MFJ指定の見舞金請求用書式）**様式 10**（医療見舞金請求者のみ）
- 3) 事故状況報告書（後遺障害見舞金、死亡見舞金請求者のみ）
- 4) 後遺傷害診断書（後遺障害見舞金請求者のみ）
- 5) 死亡診断書または死体検審査（死亡見舞金請求者のみ）
- 6) 戸籍謄本（死亡見舞金請求者のみ）
- 7) 同意書（後遺障害見舞金、死亡見舞金請求者のみ）
- 8) その他

は、MFJが契約した見舞金保険（指定保険会社）指定の書式とする。

見舞金給付の停止

次の各項目に該当するとき給付は行わず、既に給付を行った場合は見舞金を返還していただきます。

- 1) 負傷してから二日後までに主催者に連絡しなかった者。ただし委員会が認めた場合この限りではありません。
- 2) 虚偽の申し出をしたとき。
- 3) その他委員会が不適当と判断したとき。

5. 医療見舞金算定基準 受傷箇所と受傷程度から下記の医療見舞金が支払われます。

単位:千円												
	頭部	顔面部	眼	歯牙	頸部	胸・腹部	背・腰・臀	上肢	手指	下肢	足指	全身
打撲・擦過傷 挫傷・捻挫	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7
挫創・挫減創	20	7			7	13	13	7	7	7	7	7
筋・腱の損傷・断裂					20	20	20	40	40	40	13	
骨折・脱臼	80	33			107	40	80	40	13	60	20	
欠損・切断		20		7				53	27	73	40	
神経の損傷・断裂	127	33	67		133		93	40	40	40	13	
臓器の損傷・破裂						113						
眼球の損傷・破裂			67									
熱傷	7	7			7	13	13	7	7	7	7	47
その他	13	7	7	7	13	13	13	13	7	13	7	20

複数の部位や症例が重複する場合は一番高い算出基準を適用し、積算はいたしません。

後遺障害見舞金支払い区分〈例〉

1. 眼の障害
 - (1) 両目が失明したとき 100%
 - (2) 1眼が失明したとき 80%
 - (3) 1眼の矯正視力が0.6以下になったとき 5%
 - (4) 1眼が視野狭窄(正常視野の角度が60%以下になった場合をいう)となったとき 5%
2. 耳の障害
 - (1) 両耳の聴力を全く失ったとき 80%
 - (2) 1耳の聴力を全く失ったとき 30%
 - (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき 5%
3. 鼻の障害
 - (1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき 20%
4. 咀嚼、言語の障害
 - (1) 咀嚼または言語の機能を全く廃したとき 100%
 - (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すとき 35%
 - (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すとき 15%
 - (4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき 5%
5. 外貌(顔面・頭部・頸部をいう)の醜状
 - (1) 外貌に著しい醜状を残すとき 40%
 - (2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cmの痣痕、長さ3cmの線状痕程度をいう)を残すとき 3%
6. 脊柱の障害
 - (1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき 40%
 - (2) 脊柱に運動障害を残すとき 30%
 - (3) 脊柱に奇形を残すとき 15%
7. 腕(手関節異常をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害
 - (1) 腕または1脚を失ったとき 60%
 - (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき 50%
 - (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき 35%
 - (4) 1腕または1脚の機能に障害を残すとき 5%
8. 手指の障害
 - (1) 1手の拇指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき 20%
 - (2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき 15%
 - (3) 拇指以外の1指を第2指関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき 8%
 - (4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき 5%
9. 足指の障害
 - (1) 1足の第1足指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき 10%
 - (2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき 8%
 - (3) 第1足指以外の1足指を第2指関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき 10%
 - (4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき 3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき 100%

注) 第7項、8項および第9項の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。